

電力・ガス取引監視等委員会からの 建議を受けた対応について

2026年2月4日

資源エネルギー庁

レビュー・キヤップ制度における物価等の上昇及び事業報酬の取扱いについて（建議）

- 電力・ガス取引監視等委員会（以下、「監視等委」という。）では、至近の物価変動の情勢変化等を踏まえて、電気の託送料金において物価等の上昇に対応できるよう、第1規制期間（2023～2027年度）における制度措置について検討を実施した。
- これを踏まえ、経済産業大臣に対し、「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令」（令和4年経済産業省令第61号）及び「一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに係る審査要領」（令和4年8月30日制定）等の関係省令等の改正について、令和8年1月14日に建議が行われたところ。

<経済産業大臣に対する建議事項（令和8年1月14日）>

1. 2026年度以降の物価等の上昇に係る制度措置として、対象とする費用項目（第1区分費用、第2区分費用、第3区分費用及び次世代投資費用を対象とする。ただし、廃炉等負担金等の物価等の変動影響を受けない一部の項目を除く。）に関して、客観的な公表指標を乗じて算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。

上記の算定における基準年度については規制期間初年度の前々年度とし、対象年度の前年度までの物価上昇分を反映すること。

なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

2. 2026年度以降の事業報酬に係る制度措置として、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、算定した金額を、収入の見通しに算入することを明確にすること。

なお、上記収入見通しへの算入については、規制期間中における算入も可能とすること。

建議の背景について①

- 電気の託送料金については、送配電事業者の投資の予見性確保や、効率化のインセンティブ付与の観点から、2023年度から「レベニューキャップ制度」が導入された。
- 同制度では、全国10社の一般送配電事業者が、規制期間（5年間）ごとに、事業計画の実施に必要な費用総額（収入上限：レベニューキャップ）について、電気事業法に基づき、経済産業大臣の承認を受け、その範囲内で各事業者が託送料金単価を設定している。
- 現行の第1規制期間（2023～2027年度）の審査時は、物価等上昇の影響が顕在化しておらず、規制期間中の物価変動を考慮しないこととされた。一方で、その後、人件費・物価関連指標が急激に上昇。さらに、金利の上昇に伴う支払利息の増加にも直面している。
- 各一般送配電事業者は、効率化努力を行っているものの、今後、継続的かつ安定的な事業運営や、委託先である電気工事事業者等の賃上げが困難になり、老朽化した送配電網の更新や、GX・DXの推進に支障をきたすことが懸念される。
- こうした状況を踏まえ、監視等委において、レベニューキャップ制度における物価等の上昇の取扱いに関する議論が開始された。

建議の背景について②

- 監視等委が検討した結果、第1規制期間における物価等の上昇に対応するため、以下のような措置を講ずるよう、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令等を改正する建議が行われた。

〈第1規制期間における物価等の上昇及び事業報酬の取扱い〉

第72回料金制度専門会合（2025年12月16日）資料3より抜粋

論点	第1規制期間における検討論点	具体的な制度措置
①	第1規制期間での制度要否、及び対象とする場合の年度	第1規制期間も制度措置の対象とし、対象は 2026・2027年度の2年に限定 とする
②	第1規制期間の制度措置の対象とする投資量	各事業者において 見直された合理的かつ現実的な投資量（の実績値） とする
③	制度措置の反映方法	翌期調整での反映を基本 とするが、事業者による 期中調整の申請を可能 とする制度とする
④	制度措置の対象とする費用項目	事後検証費用・控除収益・制御不能費用を除く、 OPEX・CAPEX・次世代投資費用・その他費用を対象 とする（一部対象外とする原価区分あり）
⑤	物価等上昇の影響額算定の基準年度	制度措置の 基準年度を2021年度 とし、 対象年度の前年度までの物価上昇分を反映
⑥	適用する客観的な公表指標	費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費データーフレーティー（電力） を適用
⑦	事業報酬の取扱い	第1規制期間のうち、 2026・2027年度の2年を対象 に、 事業報酬率のうち、公社債利回り実績率を対象年度の直近5年平均の数値に置き換え、差分を措置 することとし、反映方法は論点③と同様とする

建議を踏まえた対応方針について

- 一般送配電事業者の継続的かつ安定的な事業運営や、委託先である電気工事事業者等の賃上げ等を図ることは重要であることから、監視等委の建議を踏まえ、関係省令等を改正することが適当と考えられる。
- 今後、パブリックコメント等を実施した上で、関係省令等の改正を行うこととしてはどうか。

【参考】第1規制期間での制度措置の要否、及び対象とする場合の年度

- 送配電網協議会からの説明があったとおり、2023年度・2024年度においても一定の物価等上昇の影響が確認されている。こうした状況が継続した場合、**今後、一般送配電事業者が必要な投資量を確保できなくなるといった事態や、工事施工会社等への適切な賃上げが行えず、施工力の維持が困難となるといった事態が生じかねず、ひいては、電力の安定供給に支障をきたすことも懸念される。**
- こうした昨今の状況変化を踏まえ、これまでの会合において、**複数の委員から、第1規制期間を含めて、物価等上昇に関する制度措置を行うことに肯定的な意見があったことも踏まえ、制度措置を行うことを具体的に検討してはどうか。**
- 一方で、**対象とする年度について、仮に制度措置の対象を2023年度まで遡るとすると、消費者が負担する託送料金へ与える影響が大きくなることが懸念される。**これまでの会合において、委員からも、消費者が物価高の波に直面している中で理解と納得感を伴った対応策にするべきという意見や、既に終了した年度に制度措置を適用することは相対的にハードルが高い遡及適用となるといった意見があった。こうした指摘を踏まえれば、**第1規制期間において対象とする年度については、範囲を限定した慎重な検討が必要ではないか。**
- この点、送配電網協議会からの説明によれば、物価等上昇の影響は第1規制期間の後年度にかけて更に拡大する見通しであり、とりわけ2026年度以降について極めて厳しい情勢とされている。こうした状況も踏まえ、**第1規制期間における対象年度は、2026年度及び2027年度の2年間に限定してはどうか。**

【参考】第1規制期間において制度措置の対象とする投資量

- 前回会合（2025年10月1日）において、送配電網協議会より、**投資量**について、**安定供給に支障をきたさないことを大前提として、計画策定時点からの情勢変化や至近の動向を勘案した合理的かつ現実的な計画の見直しに取り組む**と説明があったところ。第1規制期間の制度措置についても、上記計画の見直しと整合させることが合理的と考えられる。
- 上記を踏まえ、第1規制期間における物価等上昇の制度措置の対象とする**投資量**については、各事業者において見直された上記の**投資量（の実績値）**としてはどうか。

今後の対応

第69回料金制度専門会合
資料4-2（2025年10月1日）一部加工

- レビューキャップ制度の趣旨を踏まえ、各社はこれまで期初計画の完遂を目指し、計画未達の主な要因である用地交渉の継続対応や停電調整の早期調整、工事件名の差替などに最大限取組んできた。
- 他方で、計画策定時点から一定期間が経過し、住宅着工件数の低下に伴う需要・電源対応工事の減少や、データセンター・半導体工場などの大規模需要の新設等による拡充工事が今後増加する見込みである等、事業環境が大きく変化している状況にある。
- このような状況を踏まえ、安定供給に支障をきたさないことを大前提に、事業者としては拡充・更新工事の至近の動向を勘案した合理的かつ現実的な計画への見直しが必要と考えている。
- また、業界を挙げて更なる効率化の深掘りや施策の横展開により最大限の効率化を図っていくものの、足元の物価等変動影響を全て吸収することは困難であり、第1規制期間におけるエスカレ制度措置のご検討をお願いしたい。
- ついては、次回以降の料金制度専門会合において、2024年度までの物価等上昇の影響や今後の見通しについて説明させていただく。

【参考】制度措置の反映方法

- 第1規制期間の制度措置の反映のタイミングについて、本会合での整理を踏まえた省令等の制度改正に一定の期間を要することに加え、事業者側でも投資量見直しの作業に一定の期間を要することを踏まえると、仮に2026年度分からの適用を行う場合でも、**実質的に2026年度期初からの料金反映は困難。**
- このため、反映の方法としては、第1規制期間で対象となる費用額について、**第2規制期間における翌期調整を行うことを基本**としてはどうか。ただし、**物価等上昇を理由とする期中調整を行うことを希望する事業者については、期中調整の申請を可能とする制度**としてはどうか。

※なお、**第1規制期間分の翌期調整のタイミング**については、料金をなるべく速やかに反映する等の観点も踏まえ、2027年度までの実績を踏まえて2029年度から行うのではなく、**2026年度の実績及び2027年度の見込み値を踏まえて、2028年度から（第2規制期間の初年度から）反映する方向**で整理することを検討してはどうか。

【参考】制度措置の対象とする費用項目

- 制度措置の対象とする費用項目について、**基本的には、物価等上昇の影響を受ける費用項目を対象とすべき**と考えられる。
- 一方で、制御不能費用、事後検証費用、控除収益については翌期調整対象※1であり、物価等上昇の影響がある場合にも個別に検証・調整が可能なため、今回の制度措置については対象外とすることが適当。
- また、廃炉等負担金※2や離島等供給に係る収益※2、離島等供給に係る燃料費※3、除却損※4といった物価等上昇の影響を受けない項目も対象外とすることが適当。
- このため、**上記を除いたOPEX、CAPEX、その他費用、次世代投資費用を制度措置の対象としてはどうか。**

<制度措置の対象とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
OPEX	委託費、研究費
CAPEX	減価償却費、取替修繕費
その他費用	修繕費（上記区分費用以外）
次世代投資費用	委託費、修繕費、研究費

<制度措置の対象外とする費用項目>

原価区分	費用項目の例
制御不能費用	（既設分）減価償却費、賃借料、公租公課
事後検証費用	託送料、事業者間精算費
事業報酬	
控除収益	電気事業雑収益

※1 制御不能費用のうち主たる費目である減価償却費は物価等上昇の影響を受けない。事後検証費用、控除収益は物価等上昇の影響を受けるものの、第1規制期間の制度措置にあたっては翌期調整項目であるため対象外と整理

※2 廃炉等負担金、離島等供給に係る収益は市況に連動して増減する性質の費用収益ではないため対象外

※3 離島等供給に係る燃料費については、離島ユニバーサルサービス調整制度によって燃料価格の変動相当分が毎月調整されるため対象外

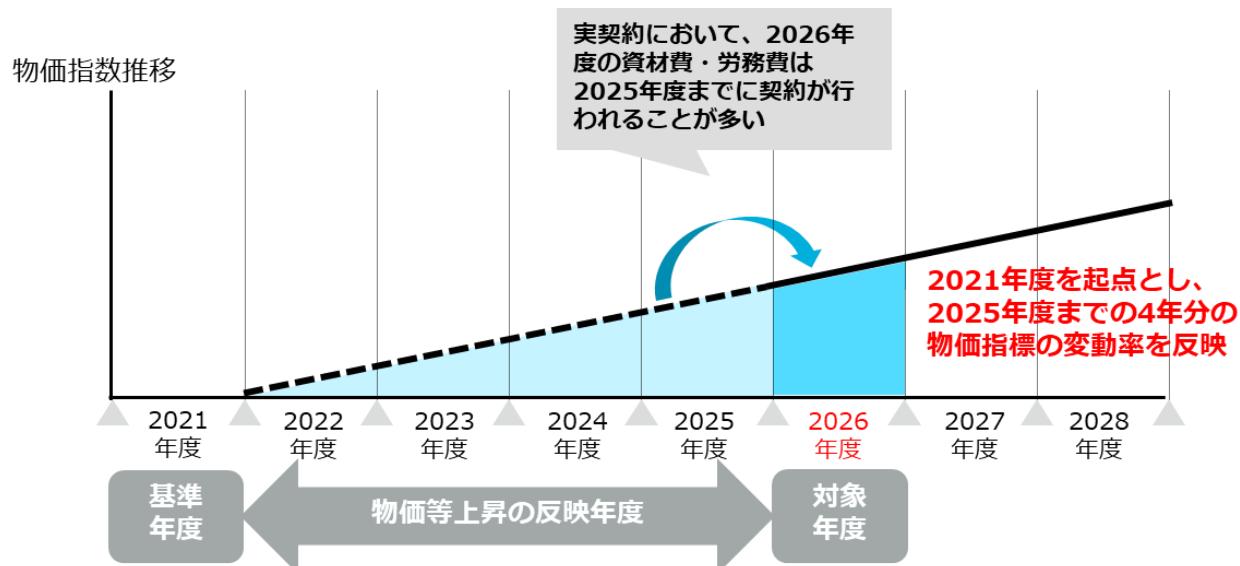
※4 除却損は既存設備の残存帳簿価額の償却であり、物価等上昇影響を受けないため対象外

【参考】物価等上昇の影響額算定の基準年度

- 第1規制期間については、2021年度までの費用実績をベースに審査を行っていることから、**制度措置の基準年度を2021年度とし、当該年度を起点とした物価指標の変動率を反映すること**としてはどうか。
- また、**実契約における期ズレ**（費用計上の前年度以前に実契約が行われることが多い）**を考慮する**と、**対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映すること**としてはどうか。
- このように、2021年度を起点とし、対象年度の前年度までの物価指標の変動率を反映させることにより、**規制期間の年数と、物価指標の変動を反映させる年数が一致すること**となる。

※ 例えば2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021年度を起点とし、2025年度までの4年分の物価指標の変動率を反映。

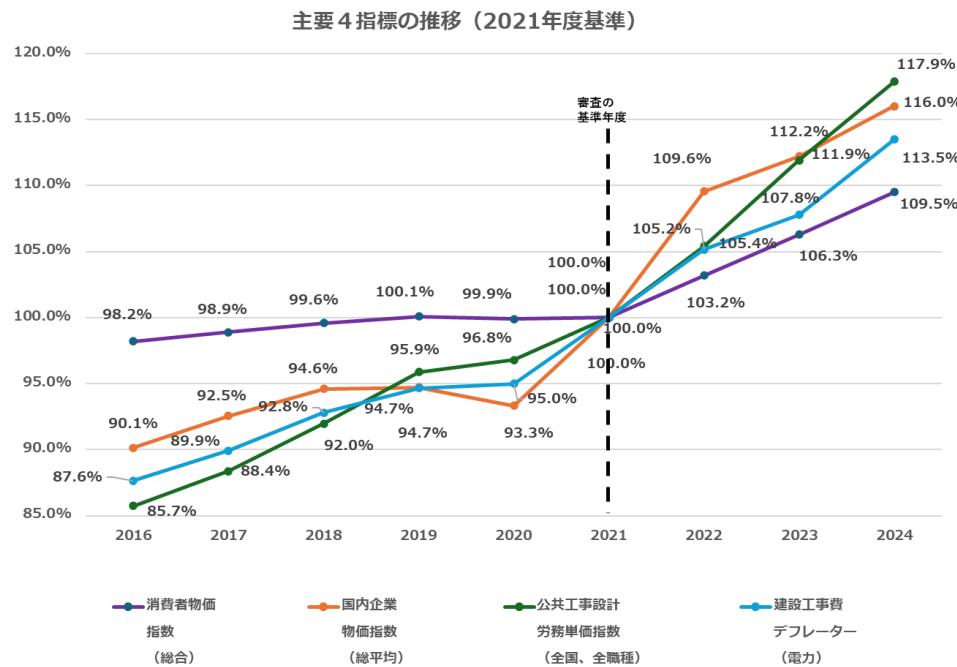
<2026年度分の物価指数反映イメージ>



【参考】適用する客観的な公表指標 – 主要指標の推移 –

- 第1規制期間の審査の基準年度である2021年度を起点とした主要指標の推移は以下のとおり。
- 消費者物価指数に比べて、労務費や資材費の高騰がより反映されやすいと考えられる、建設工事費デフレーター、国内企業物価指数、公共工事設計労務単価の上昇率は、高い推移となっている。

＜人件費・物価関連指標の推移①＞



＜人件費・物価関連指標の推移②＞

年度	消費者物価指数（総合）	建設工事費デフレーター（電力）	国内企業物価指数（総平均）	【参考】公共工事設計労務単価指数（全国、全職種）
	総務省	国土交通省	日本銀行	国土交通省
	毎月	毎月	毎月	毎年
2016	98.2%	88.5%	90.1%	85.7%
2017	98.9%	90.3%	92.5%	88.4%
2018	99.6%	93.2%	94.6%	92.0%
2019	100.1%	95.3%	94.7%	95.9%
2020	99.9%	95.3%	93.3%	96.8%
2021	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
2022	103.2%	106.2%	109.6%	105.4%
2023	106.3%	108.9%	112.2%	111.9%
2024	109.5%	113.3%	116.0%	117.9%

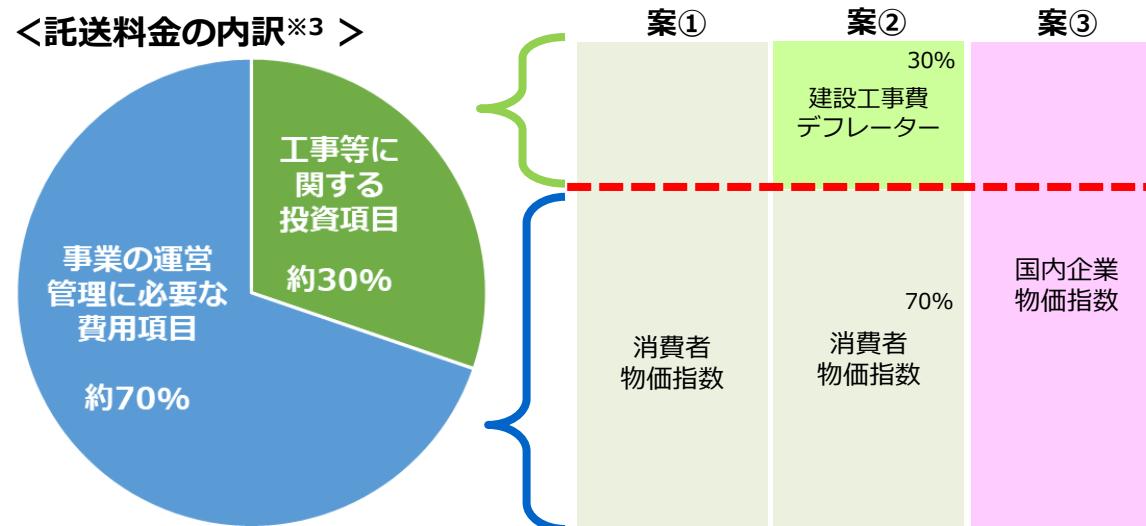
（出典）各公表データを基に2021年度=100となるように計算し事務局作成

【参考】適用する客観的な公表指標 – 適用する指標案 –

- 前頁までの状況を踏まえ、客観的な指標を用いて物価等上昇を反映する場合、以下のようなパターンが考え得るところ、13頁以降で検討を行った。
 - 案①：対象費用の合計額に消費者物価指数（総合）を乗ずる方法
 - 案②：費用項目に対して消費者物価指数（総合）、投資項目に対して建設工事費デフレーター^{※1}（電力）を乗ずる方法
 - 案③：対象費目の合計額に国内企業物価指数（総平均）を乗ずる方法

※1 建設工事費デフレーターは、労務費や資材費の価格指数をそれぞれの構成比でウエイト付けする形で反映しているもの（次頁参照）。

※2 なお、上記以外にも、例えば、対象費用を労務費割合と資材費割合に分け、それぞれに公共工事設計労務単価や国内企業物価指数を適用する案も理論上考え得るが、労務費割合や資材費割合について、現状、各事業者において客観的かつ統一的なデータを示すことは困難。



※3 投資項目・費用項目の割合は、
2026～2027年度における10社平均の
原価構成割合にて算出
・投資項目：CAPEX、次世代投資費用
・費用項目：上記以外

【参考】適用する客観的な公表指標－採用指標の考え方－

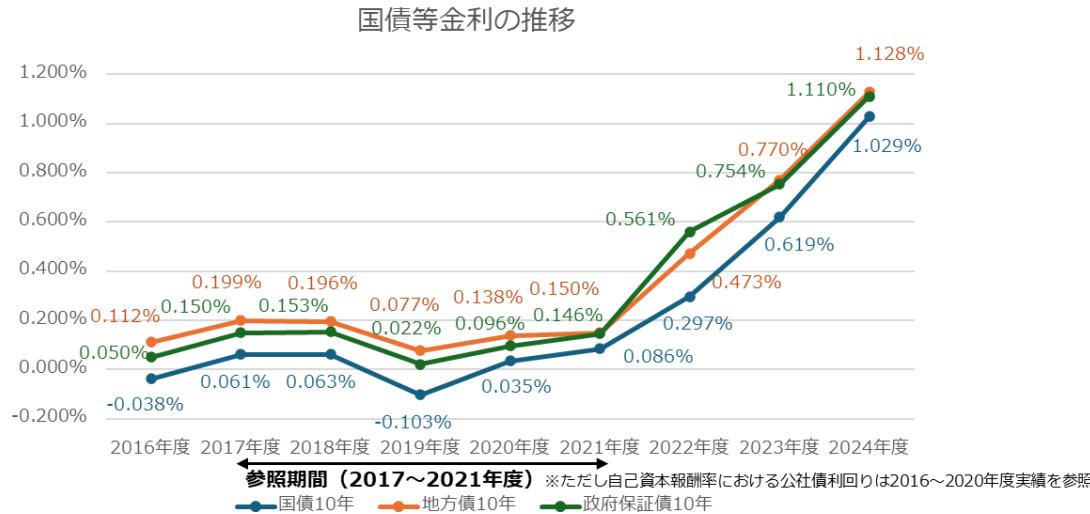
- 各案の特徴、及び制度措置における考え方は以下のとおり。
- 可能な限り実態に即した指標を適用する観点や、消費者への負担に配慮しつつ、電気工事事業者の賃上げ等にも資する観点からは、案②が適当と考えられるのではないか。

参考：送配電網協議会試算における2024年度分物価等上昇率+9.6%（費用項目+7.4%、投資項目+17.2%）

適用指標	考え方	2024年度の適用数値	メリット・デメリット
案①	<ul style="list-style-type: none"> 費用全体に一般的にインフレの指標として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 他国（例：ドイツ、ノルウェー）においても、消費者物価指数を用いて制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体+6.3% 費用項目の上昇率は概ね整合。 投資項目の上昇率は大きな乖離。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への負担が抑えられる。 電気工事事業者の賃上げ等が困難となるおそれ。
案②	<ul style="list-style-type: none"> 費用項目は一般的にインフレの指標として利用される消費者物価指数（総合）を適用。 投資項目は、主として送変配電設備の建設工事であることを踏まえ、電力設備の建設工事にかかる企業物価や賃金指数等を含めた総合指標である建設工事費デフレーター（電力）を適用。 他国（例：英国）においても、消費者物価指数をベースに他の指標で補正を行う制度設計が行われている事例がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 全体+6.8% (費用項目+6.3%、投資項目+7.8%) 費用項目の上昇率は概ね整合。 投資項目の上昇率も、可能な限り工事契約の実態を客観的な指標で反映することで、案①と比べて乖離幅が縮小。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への負担が一定程度抑えられる。 電気工事事業者の賃上げ等が可能。
案③	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の事業運営は、主として企業間取引で行われていることから、費用全体に国内企業物価指数（総平均）を適用 	<ul style="list-style-type: none"> 全体+12.2% 試算より全体の上昇率が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者への負担が大きくなる。 電気工事事業者の賃上げ等が可能。

【参考】事業報酬の取扱い

- 事業報酬は、合理的な発展を遂げるのに必要な資金調達コストとして、支払利息及び株主への配当金等に充てるための費用である。
 - 第1規制期間の事業報酬率の算定基礎となる公社債利回り※1の実績率はマイナス金利政策時を含めて参照していることもあり、公社債利回りが上昇している昨今の情勢とは大きな乖離がある。このような状況が続くと、一般送配電事業者の資金調達に支障が生じ得ることが懸念される。
- ※ 現行の参考期間において、事業報酬算定に用いている公社債利回り（他人資本報酬率）は0.098%。一方、足元の国債（10年）は2025年10月時点で1.635%※2となっている。
- 第70回会合（2025年10月22日）においても、公社債利回り実績率の変動は物価変動と同様の性質である等の理由から、多くの委員から金利上昇に対応する制度措置の必要性について御意見をいただいた。



※1 公社債利回り…国債（10年）・地方債（10年）・政府保証債（10年）の5年間を単純平均したもの

※2 財務省HP掲載、過去の入札結果 <https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/appendix/index.htm>

【参考】事業報酬の取扱い－第1規制期間における取扱い－

- これまでにいただいた御意見を踏まえ、事業報酬の算定式のうち、「公社債利回り実績率」については市場による客観的な指標であることを踏まえると、**事業報酬についても、以下のように第1規制期間における制度措置を行うこと**としてはどうか。
 - 第1規制期間の制度措置の対象年度については、物価等上昇の制度措置と同様に、**2026～2027年度**とする。
 - 算定方法を維持する観点から、「**公社債利回り実績率**」について、**対象年度の直近5年間の実績の平均に置き換えて、事業報酬率を算定**する。

※ 例えは2026年度分（第1規制期間4年目）については、2021～2025年度の公社債利回り実績の平均を採用
 - 今後、各事業者において見直される合理化した投資量（の実績）を反映したレートベースに事業報酬率を乗じた**事業報酬と、承認額の差分について制度措置**を行うこととする。
- なお、第2規制期間に向けては、第1規制期間における自己資本比率の推移や、各社の分社化後における財務方針等もよく確認した上で適切な自己資本比率の設定方法についても抜本的な見直しを実施することと整理されている。このため、**上記の措置は第1規制期間における時限的な措置**とし、**第2規制期間に向けては、自己資本比率やβ値を含めた事業報酬率の算定方法について総合的に検討を行うことが適当と考えられるのではないか。**